

議案第 8 号

日野町個人情報保護条例の一部改正について

日野町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

日野町長 景 山 享 弘

## 日野町個人情報保護条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 条例制定の背景

特定個人情報の利用を促進する目的から番号法の改正が行われたので、それに伴い所定の改正を行うものである。

### 2 内容

(1) 法改正により条例による独自利用の際の外部連携が可能となったので、所定の改正を行う。

(2) その他引用ずれなどを改めた。

### 3 附則

番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行。

日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
日野町個人情報保護条例(平成13年日野町条例第2号)を次のとおり改正します。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(利用の停止等の請求)</p> <p>第23条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号の1のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>エ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(利用の停止等の請求)</p> <p>第23条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号の1のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p>

(訂正等の実施)

第28条 略

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。

(訂正等の実施)

第28条 略

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。